消防ＯＡシステム賃貸借及び保守

仕　様　書

平成２４年度

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部

第１章　　総　則

１　適　用

本仕様書は、安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）が設置する消防ＯＡシステムが、情報連携装置（千葉県北東部・南部ブロックの２０消防本部が共同で整備する、ちば消防共同指令センターの端末装置で各消防本部に設置）のデータベースにアクセスする事により、必要な事案データを取得出来る事を基本とした消防ＯＡシステムの機器仕様・ソフトウェア仕様・保守及び受注業者（以下「受注者」という。）が納入する際の条件について定めるものである。

２　目　的

本システムは、消防本部管理使用する消防ＯＡデータを電子化、効率化し、データベースの共有化により、迅速な消防行政の実現を図るとともに、消防事務効率の向上を促進し、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

３　システムの仕様

システムに使用する機器材等は自社製品又は受注者の責任において品質管理のできる製造業者のもので、信頼性の高いものを使用すること。また、納入完了後は、機器を完全な状態で稼動させること。

（１）　システムを納入するに当たり、本仕様書で指定する機能を有するパッケージ・ソフトウェアを導入すること。

（２）　システムを納入する際、ケーブル等の材料は JATE 規格品、または同等以上のものを使用し、誘導のおそれがある機器間の配線はシールド線を使用すること。

（３）　本仕様書の解釈及び納入について疑義が生じた場合は、直ちに作業を中止し、速やかに発注者と協議し、発注者の裁定に従うこと。

（４）　システムを納入するに当たり、受注者が特許又は実用新案その他第三者の権利の対象となっている部品及び工法を使用する場合は、その使用に関する一切の責任は受注者にあるものとする。

（５）　本システムに入力したデータについては、当該所有権・使用権は発注者に属するものである。システムを設置するに当たり、消防業務の重要性にかんがみ、その業務に支障をきたさないように行うものとする。

（６）　システムを設置するにあたり、地震等を考慮し、機器据付けについては十分な措置を施すこと。

（７）　システムの設置場所について、使用電力量及び機器設置スペースについては、発注者と協議を行い、発注者の指示を受けること。

（８）システムに必要とするソフト料、セットアップ作業・費用は受注者の負担で行うものとする。

（９）受注者はシステム納入及び業務ソフトウェアの開発に伴い、常に発注者と納入仕様について協議を重ね、発注者の指示を受けること。

４　設置場所

（１）　安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部
　　千葉県館山市北条６８６番地の１

（２）　その他、システム納入に関係のある場所

５　法令の遵守

受注者は本システムの納入・契約・納入にあたり、本仕様書の定めるところによるほか、下記の法令・規則・規格等を遵守し、円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は受注者の責任において行うこと。

（１）　有線電気通信法および同法施行令、同施行規則

（２）　電気設備に関する技術基準を定める省令

（３）　電気通信事業法

（４） 安房郡市広域市町村圏事務組合が定める関係条例等
（５） その他関係法令等

6　諸手続
（１） 受注者は本システムの納入にあたり、必要書類の作成及び諸申請手続については、指示または打ち合わせに基づき確実に行うこととする。
（２） 諸手続に必要な諸経費は、受注者が負担するものとする。

7　提出書類
受注者は納入にあたり、あらかじめ発注者の承認を得た次の書類を、速やかに必要部数提出すること。また、提出書類のうち、発注者が指定するものについては、光磁気ディスクもしくは、それと同程度の機能を有するものを添付すること。

（１） 工程表　　　　　２部
（２） 納入仕様書等　　２部
（３） 取扱説明書　　１５部
（４） その他発注者が指示する資料　　必要部数

8　契約の範囲業務の範囲
契約の範囲は、必要な機器（サーバ、付帯設備）の納入及び納入する機器の設置、設定（接続・移行）作業。なお、システムインストール及びデータセットアップ作業費（既存データのコンバート及び移植を含む）・操作指導等の職員教育指導料を含むものとする。また、システム導入に際しては、既設機器の設定変更作業及びインストール作業は一切発生しないことを条件とし、消防本部内のクライアントパソコンの利用制限はしないものとする。

9　検査及び検収
（１） 員数及び外観検査
（２） 機器取付検査
（３） 機能検査
（４） 検査の結果不合格と認められた箇所については、速やかに修復のうえ再検査を受けるものとし、これらに要する費用については、すべて受注者の負担とする。

10　賃貸借期間及び納期
賃貸借及び保守期間は、平成２４年１２月１日から平成２９年１１月３０日とする。
納入期限は、平成２４年１１月３０日とする。

11　瑕疵担保
検収引渡し後１年以内に受注者の製造及び工事上の欠陥又は不良で生じた不具合事項等は、受注者が速やかに且つ無償で修復すること。また、保障期間を過ぎた後においても、受注者の責任によるものと明らかに認められるものについては、無償で修理または良品と交換するものとする。

12　教育指導
受注者は、システムの円滑な運用を図るため、運用・指導・取扱教育及び、その支援等を行うも

のとする。また、教育指導に必要な諸経費は受注者が負担するものとする。

（１） 研修概要

ア 受注者は本システムの運用開始にあたり、当該職員が支障を来たすことのないよう研修を実施すること。

イ 受注者は、本システム運用開始前及び運用開始後における研修計画書を提出し、発注者の承諾を得て実施すること。

ウ 消防本部・消防署の担当職員を対象とすることを原則とし、２交替勤務を配慮した研修期間で行うこと。なお詳細は発注者と協議し実施すること。

（２） 研修体制

受注者は、システム運用開始前に発注者に対して研修要員を派遣すること。

13 仕様変更

（１） 仕様変更の必要が生じた場合は、その内容が初期の機能以上と認められる場合に限り、発注者の承認後に内容変更できるものとする。また、発注者が機器の追加・取り替え・改造を必要とするときは、受注者に通知し、費用については発注者・受注者協議のうえ行うものとする。

（２） 本仕様書に明記の有無に係わらず、システム構成上及びシステム運用上支障のない範囲で行う仕様変更等は、発注者と協議の上、かつ、発注者の承認後に、システム全体に支障が生じないよう、全て受注者の責任において納入するものとする。

14 疑 義

（１） 本仕様書に記載のない事項又は、疑義が生じた場合は、直ちに作業を一時停止し、速やかに発注者と協議し、発注者の裁定に従うこと。

（２） 本仕様書の解釈で疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ決定するものとし、受注者の一方的な解釈によってはならないこと。

15 その他

（１） システムを納入するうえで提示された各種データは、外部に漏れることのないよう万全を期すこと。

（２） 本仕様書に掲げる設備の構成、機能、性能等に関する全ての事項は、最低仕様と見なし、全て同等以上の機能及び性能等を有しなければならない。

（３） 受注者は、消防通信業務の緊急性及び重要性を十分認識し、システム無停止運用の推進、システムの障害排除及び復旧に努めなければならない。

第２章　消防ＯＡシステム

本システムは、当組合が管理・使用する各種データを電子化・効率化・ペーパレス化し、各種データベースの共有化により、迅速確実な消防行政の実現を図ることを目的とする。

システムの構成は、最新式のWWWサーバ方式による支援情報管理装置をデータベース管理用コンピュータと位置付け、消防本部各課及び各署所に設置される端末装置からのデータ入力・更新により、入力データのオンライン更新が図れるほか、各種国表の集計出力・固有帳票の出力などが可能で、消防本部で帳票の修正・追加等が可能なものであること。

1 共通指定事項

（１） 消防ＯＡシステムの基本事項

ア 本システムの高機能化を図り、総合的な消防システムを納入すること。

イ　システムの保守管理及びデータメンテナンス等が容易・短時間に行え、かつ機能変更や追加の作業効率、経済性を考慮したシステム設計であること。
ウ　本システムは、重要な装置については極力無停止化を図るとともに、他の機種等にあってもハード設計及び設置作業において、地震等の災害発生を考慮した設計とし、かつ不測の事態にも対応可能な信頼性の高いシステムとすること。
エ　本システムは一部の機器の故障によりシステム全体への故障へと波及しないものであること。
オ　社会情勢の変化や関係法令改正等によるプログラムの改造が容易であり端末装置の増設及びシステムの拡張を有するシステムとすること。
カ　消防庁において実施されている防火対象物・火災・救急・救助報告オンラインシステム及びウツタイン様式調査オンライン処理システムに対応したシステムとすること。
キ　本システムに接続する支援情報端末装置からWeb方式ですべての管理業務を行えること。
ク　支援情報管理業務の実施にあたっては、支援情報端末装置に専用のアプリケーションソフトウェアや個別のデータ等を必要としないこと。
ケ　支援情報端末装置においては、本システム専用の端末装置としないこと。既設のパソコンでもWebを使用できる環境であれば利用できること。
コ　既設装置で運用中の救急統計システムと予防業務のデータは消防職員の移行作業の際に指導すること。
サ　当該システムで取り扱うデータはCSV形式出力ができること。
シ　消防ＯＡシステムのバージョンアップ、法改正対応、システム追加を行う際には、消防ＯＡサーバ及びサーバ内ソフトウェアのみを更新対象とし、ネットワーク端末への更新作業が発生しない仕組みのもとすること。

２　機器構成及び規格

（１）消防ＯＡシステム制御装置

ＣＰＵ	：	インテル® Xeon® プロセッサー[2.80GHz以上]
メモリ	：	４ＧＢ以上
記憶容量	：	５００ＧＢ以上、ＲＡＩＤ０構成
ディスプレイ	：	１７インチ液晶ディスプレイ
解像度	：	１，２８０×１，０２４Pixel　１６７７色以上
内蔵記憶装置	：	ＤＶＤ－ＲＯＭドライブ
外部記憶装置	：	バックアップ用 Giga LANDISK (500GB)
ＬＡＮインターフェース	：	１００／１０００ＢＡＳＥ―Ｔ
ＯＳ	：	システムによる
データベース	：	システムによる
その他	：	キーボード、マウス

（２）無停電UPS 装置

定格容量 1000VA

（３）バックアップ用装置

バックアップ用ＬＡＮディスク：容量500GB以上

（４）その他仕様にない機器・ケーブル類・インターフェイスも円滑に機器が動作するように用意すること。

３　ソフトウェア仕様

（１）　機　能

本システムは防火対象物の情報を管理し、各情報の登録・参照が行え、火災・救急・救助・その他災害等の報告・統計処理等・講習管理の各業務処理及び管理ついても同一装置上で情報の登録・参照が行えること。

また、運用においては、救急事案管理システム７ライセンス以上、防火対象物管理システム５ライセンス以上、救助事案管理システム６ライセンス以上、災害事案管理システム６ライセンス以上、講習管理システム５ライセンス以上にて運用が可能であること。

（２）システム機能

ア　前項（１）に挙げた各システムは全国的な法令改正に伴う帳票変更に対応するために、基本パッケージ仕様を採用するものとする。

イ　システムの下記の事項については、必須機能とする。

（ア）消防側で扱う独自帳票については、職員がデータベースから帳票作成できる機能を有しシステム共通帳票としてＬＡＮ上のどの端末からでも利用が可能であること。

（イ）独自帳票を対話形式で容易に作成できる機能を有すること。

（ウ）消防側で自由な項目が入力できる自由項目設定機能を有すること。

（エ）消防庁へのオンライン報告対応としてＣＳＶの出力等を行えること。

（オ）法令改正による帳票レイアウトの変更は、保守費の中で対応すること。

ウ　共同指令センターとの連携、主要業務の詳細機能については、共同指令センター整備機器が設置する情報連携装置との連動により、災害事案（火災・救助・警戒・風水害等）および救急事案情報を取り込み、活動報告書の入力効率化を図ること。災害事案については、共通情報の取り込みが可能であること。救急事案については基本情報、傷病者情報の取り込みが可能であること。 主要業務の詳細な機能は以下のとおりとする。

（ア）防火対象物管理システムの機能

防火対象物の敷地・棟の台帳管理及び消防用設備等の設置状況管理、国への報告資料の自動作成及び各種統計資料の作成、建築物の同意受付から消防用設備等の届出、表示対象物状況の管理、各種届出・申請及び立入検査・指示事項の履歴管理が行えること。

№.	帳　表　名　称
	クロス集計表（国表）
1	01 表　自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備設置状況調査表
2	02 表　スプリンクラー設備、屋内消火栓設備設置状況調査表
3	03 表　漏電火災警報器、水噴霧消火設備等設置状況調査表
4	04 表　非常警報設備、屋外消火栓設備設置状況調査表
5	05 表　避難器具、排煙設備設置状況調査表
6	06 表　誘導灯、非常コンセント設備設置状況調査表
7	07 表　動力消防ポンプ設備、消防用水設置状況調査表
8	08 表　連結散水設備、連結送水管設置状況調査表
9	09 表　非常電源設置状況調査表
10	10 表　消防用設備等の点検報告等の実施状況調査表
11	11 表　建築同意事務処理状況調査表
12	12 表　防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況調査表
13	13 表　防炎物品使用状況調査表

14	14 表	措置命令等状況調査表
15	15 表	違反処理(警告)実施状況調査表
16	16 表	甲種防火対象物防火管理者選任状況等調査表
17	17 表	乙種防火対象物防火管理者選任状況等調査表
18	18 表	消火・避難訓練及び共同防火管理実施状況調査表
19	20 表	防火対象物定期点検報告等の実施状況調査表
20	21 表	消防機関へ通報する火災報知設備設置状況調査表
21	22 表	消防用設備等に係る総合操作盤設置状況調査表
22	23 表	屋内消火栓設備特定違反対象物等調査表
23	24 表	スプリンクラー設備特定違反対象物等調査表
24	25 表	自動火災報知設備特定違反対象物調査表
25	26 表	特定違反対象物等面積別調査表
26	27 表	高層建築物の状況調査表
27	28 表	地下街の状況調査表
28	29 表	準地下街の状況調査表
29	33 表	特定違反対象物の措置状況等調査表
30	34 表	告発の状況調査表
31	37 表	自衛消防組織設置対象調査表
32	38 表	消火器具設置状況調査表

※　国表以外は各基本パッケージ仕様による

（イ）災害事案管理システム（火災統計システム・救助統計システム）の機能

災害事案（火災／救助／警戒・その他災害／風水害）の活動状況を管理し、国への報告資料（国表）の自動作成及び各種統計資料の作成が行えること。

№.	帳　表　名　称
1	火災即時活動報告書
2	救助即時活動報告書
3	警戒・その他即時活動報告書
4	風水害即時活動報告書
5	火災活動報告書
6	救助活動報告書
7	警戒・その他活動報告書
8	風水害活動報告書
9	部隊活動報告書
10	災害活動報告照会リスト
11	火災調査報告書
12	火災番号採番リスト
13	火災調査報告情報照会リスト
14	火災報告（国表）
15	死者の調査表（国表）
16	出火原因分析調査表
17	り災証明書
18	り災証明書発行状況照会リスト
19	火災調査突合エラーリスト

クロス集計表（火災調査管理　国表）

1　　　火災四半期報（その１）
2　　　火災四半期報（その２）
3　　　火災四半期報（その３）
4　　　火災四半期報（その４）
クロス集計表（救助管理　国表）
1　　　04 表 火災時における救助活動状況調
2　　　05 表 事故種別出動件数活動件数調
3　　　06 表 事故種別救助人員及び車両別搬送人員調
4　　　07 表 事故種別出動人員活動人員調
5　　　08 表 事故種別出動車両等台数調
6　　　09 表 事故種別活動車両等台数調
7　　　10 表 事故種別発生場所別出動件数調
8　　　11 表 事故種別発生場所別活動件数調
9　　　12 表 事故種別発生場所別救助人員調
10　　　13 表 事故種別他機関活動件数調

※　国表以外は各基本パッケージ仕様による

（ウ）救急事案管理システムの機能
救急事案の活動状況を救急件数単位、傷病者単位に管理し、国への報告資料（国表）の自動作成、各種統計資料の作成が行えること。

No.	帳　表　名　称
1	救急 突合エラーリスト
2	救急報告書
3	救急救命処置録
4	救急搬送証明書
クロス集計表（国表）	
1	04 表 救急出場件数調
2	05 表 搬送人員調
3	06 表 事故種別医療機関別搬送人員調
4	07 表 事故種別年令区分別傷病程度別搬送人員調
5	08 表 事故種別不搬送理由別不搬送件数調
6	09 表 現場到着所用時間別出場件数調
7	10 表 収容所要時間別搬送人員調
8	11 表 救急隊員の行った応急処置件数調 1/3
9	11 表 救急隊員の行った応急処置件数調 2/3
10	11 表 救急隊員の行った応急処置件数調 3/3
11	12 表 救急隊員の行った現場応急処置件数調 1/2
12	12 表 救急隊員の行った現場応急処置件数調 2/2
13	13 表 事故種別転送回数別搬送人員調
14	14 表 傷病程度別転送回数別搬送人員調
15	15 表 転送者にかかる収容医療機関別搬送人員調
16	16 表 事故種別転送理由別件数調
17	17 表 転送者にかかる収容所要時間別搬送人員調
18	18 表 医師の現場出場件数調
19	19 表 曜日別月別救急出場件数調

20　　　20 表 曜日別月別搬送人員調
21　　　21 表 管内管外別搬送人員調
22　　　22 表 発生場所別搬送人員調
23　　　23 表 急病にかかる疾病分類別傷病程度別搬送人員調
24　　　24 表 救急蘇生指標の調査表

※　国表以外は各基本パッケージ仕様による

（エ）講習会管理システム

講習会管理システムでは、防火管理講習（甲種防火管理、再講習）、警防講習（一般救急講習、普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習）の講習会の管理ができること。講習会の開催、案内状送付、受講申込み、名簿作成、出欠管理、修了証発行、受講者一覧、修了証再発行ができること。尚、修了証はカード式にも対応できること。

第３章　保守

１　概　要

保守については、下記の事項に十分配慮すること。

２　基本事項

常時、本システムが正常かつ円滑に稼動できる状態を保つこと。

（１）保守の対象は、本仕様書により導入した全ての機器及びアプリケーションを対象とし、障害原因内容が不明確である場合、発注者と協議の上で処理すること。

ア　消防 OA システムソフトの障害（バグ等）には、プログラムの修正等のアップデートを無償にて行うこと。

イ　社会情勢の変化や消防法等の関係法令改正等により、全国レベルでの国表の変更が発生した場合対応すること。ただし、対応範囲は発注者と事前協議の上対応すること。

ウ　消防庁オンラインの突合チェック機能改版のある場合には、システム内の該当機能を改版対応すること。

エ　システムの機能強化について、その内容と対応範囲は発注者と事前協議の上対応すること。

オ　消防 OA システム保守については、リモートメンテナンスで行なっても差支えない。

カ　ハードウェアに新価特約付き保険を掛けること。

３　保守の方法

（１）　定期保守

システムに支障を来たすことのなきよう定期的に保守点検を行うこと。

（２）故障・修理対応（導入機器）・問合せ窓口

対応時間は土曜、日曜、祝祭日及び年末年始を除く日の９：００～１７：００とする。

（３）問合せ窓口

障害、システムに関する問合せの専用窓口及び連絡先を設けること。

（４）発注者によるシステム点検作業に伴うマニュアルを作成するとともに、メンテナンス時に発生した障害については、受注者の責任において無償対応をおこなうこと。